

3 利用権を設定する農地の権利者（配偶者や子など）※農地の名義人が申請者の場合は不要です。

氏名	続柄	住所	電話番号
① 指宿 花子	妻	指宿市十二町301番地	22-2111
② 指宿 次郎	子（二男）	指宿市十町2424番地	090-0000-0000
③			
④			
⑤			

農地の権利者を全員記入
利用権を設定するには、相続人の持分過半の同意が必要

※農地の権利者を全員記入してください。

※利用権を設定するには、相続人の持分の過半の同意が必要です。

※続柄は名義人との関係を記入してください。

世帯員のうち農作業に従事する人数を記入

4 借人の経営状況

農作業従事日数	
300 日	

世帯員数	
3 人	

世帯員のうち 農作業従事者	
1 人	

雇用労働力 (年間延べ労働日数)	
250 日	

耕作者の従事日数

経営作目ごとに
耕作面積を記入

世帯員全員
子どもや高齢者含む

世帯員以外の雇用者全
員の延べ労働日数

5 借人の経営農地面積

経営作目					
作目	面積	作目	面積	作目	面積
ソラマメ	0000 m ²	カボチャ	0000 m ²		m ²
オクラ	0000 m ²	スナップえんどう	0000 m ²		m ²
ミエンドウ	0000 m ²		m ²		m ²

所有している農機
具の台数を記入

合計耕作面積を
記入

合計 00000 m²

その他の農機具名と
台数を記入

6 借人の農機具・家畜等の種類

農機具名								
トラクター	耕運機	動力噴霧器	管理機	防除機	草刈り機	コンバイン	トラック	その他
3	1	1	1	1	1		軽 1 普 1	タイヤショベル 1台 ショベルローダー 1台

家畜等飼養状況

乳用牛		肉用牛		豚		鶏		その他
搾乳牛	育成牛	肥育牛	生産牛	生産豚	肥育豚	採卵鶏	ブロイラー	

飼育している家畜の
頭数や羽数を記入

農業委員または農地利用最適化推進委員の仲介があった場合は、仲介をした委員の名前を記入してください。

7 仲介委員

()

利用権設定に際し、農業委員または農地利用最適化推進委員の仲介があった場合は、()内に仲介をした委員の名前を記入してください。

8 記載注意等

- ・ 出し手と受け手の双方で調整のうえ作成してください。
- ・ 提出されるのは、どちらかの方だけで構いません。
- ・ この事前申出書は、契約を締結するものではありません。
- ・ 提出していただいた事前申出書を基に契約書の原案を作成し、出し手と受け手へそれぞれ送付しますので、届いた契約書の原案に印鑑を押印のうえ農業委員会へご提出ください。
- ・ 事前申出書の受付から権利設定まで最短3ヶ月かかります。
- ・ 相続登記の状態によっては、手続きに時間がかかる場合や農地中間管理事業を活用（契約）できない場合がありますのでご了承ください。